

## 随意契約理由書

神戸市

件名	甲東ポンプ場 導水ポンプ3号用電動機点検整備
契約の相手方	メタウォーター株式会社 関西営業部
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本業務は、運転開始から32年が経過した甲東ポンプ場導水ポンプ3号用電動機について、設備の性能維持・保全を目的に現地および工場にて部品交換や試験調整等の点検整備を行うものである。本設備は、工業用水の原水となる神崎川の河川水を甲東ポンプ場から上ヶ原浄水場へ導水するために必要な設備であり、当該設備に故障が発生すれば断水が生じ広範囲に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、本業務にて点検整備を行い故障を未然に防止する。対象となる設備は、平成5年に富士電機株式会社が製作、納入したものである。この製作会社は、平成15年10月に上下水道事業部門を富士電機システムズ株式会社に事業分割、平成19年2月に上下水道部門が富士電機水環境システムズ株式会社へ事業分割、平成19年11月に株式会社NGK水環境システムズと合併契約締結し、平成20年4月にメタウォーター株式会社となった。本点検整備に関しては、取替部品の交換や再使用品との調整・取り合いの他、製作図等の技術資料が不可欠である。これらの技術資料を完備しているのは上記業者のみであり、電動機性能を確保するためには技術資料を含め総合技術力を有している上記業者以外では、実施が不可能である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所上ヶ原浄水事務所 <span style="float: right;">(電話番号 0798-52-5678)</span>